

自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

自主政策条例 (4)

岡山大学大学院社会文化科学研究科非常勤講師
宇那木正寛

今回のポイント

今回は、前回に引き続き、地方分権一括法施行後の裁判例として注目された東郷町ホテル条例事件高裁判決を中心に法令と条例との関係を確認しましょう。

(4) 本件条例と憲法22条1項との関係

本件高裁判決は、本件条例が憲法22条1項に反していないかどうかについて、憲法22条1項に定める営業活動の自由に対する規制といえども、「法的規制措置の必要性や規制の対象・手段・態様などからみて、それが合理的と解される範囲内である限り、憲法上の問題を生ずることはない」としました。そのうえで、「本件条例の規制についても、民主的手続による地方議会の裁量的判断を尊重しつつ、条例による規制の必要性和相応の合理性が求められ、その手法、内容及び効果が比例原則に反し、不合理である場合には憲法22条1項に違反するといふべきである」としたのです。

これは地方議会の立法裁量を尊重し、①規制目的に相応の合理性があり、②手段が不合

理でなければよいとする緩やかな審査基準により、営業活動の自由の規制に対する合憲性を判断しようとするものです。

ところで、目的との関係で規制手段の合理性を判断するのに使われた法理が比例原則と呼ばれるものです。比例原則のルーツはドイツです。比例原則が、基本的に目的と手段との関係を問う法理論であることについて、学説上、ほぼ一致しています。しかし、比例原則の内容についての理解は、一様ではないようです。例えば、須藤陽子教授は、比例原則について、「規制は必要最小限でなければならない」、「規制は必要性的原則」と「目的と手段は不釣り合いであってはならない」(狭義の比例原則)から構成されるが、両者を厳密に区別せずに、「必要限度を超えて規制をしてはならない」(過剰の禁止)と表現されることもあると解説しています²⁾。また、高木光教授は、比例原則について、「措置は、目的を達成するために役立つものでなければならぬ」(適合性の原則)、「措置は、目的を達成するために必要なものでなければならぬ」(必要の原則)、措置による侵害は、目的たる

利益と均衡を失しないようなものでなければならぬ(比例の原則)といった3つの部分原則を含むものであると解説しています。³⁾さらに、塩野宏教授は、比例原則について、「警察違反の状態を排除するために必要な場合でなければならぬ」(必要性の原則)と「目的と手段が比例していなければならぬ」(過剰規制の禁止)からなると解説しています。⁴⁾

により加えられたものです。以下同じです。)

憲法22条1項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と定めているところ、職業選択の自由を保障するという中には、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含していると解される(最高裁判所昭和47年11月22日大法院判決・刑集26巻9号586頁、同裁判所昭和50年4月30日大法院判決・民集29巻4号572頁参照)。もつとも、狭義の職業選択の自由、すなわち自己の従事すべき職業を決定する自由は、人間が自らの意思でその能力発揮の場を選択するものとして、いかなる社会体制にあつても普遍的に保障されるべき自由権に属すると考えられるのに対し、営業活動の自由は、憲法29条の定める財産権の保障にも根拠を有する経済的自由権の性格が強いと考えられる。

比例原則は、行政裁量を統制するための法理論として司法判断等に用いられることが一般的ですが、立法裁量を統制するための理論としても用いられます。⁵⁾ 本件高裁判決では、「民主的手続による地方議会の裁量的判断を尊重」しつつ、比例原則を立法裁量統制の法理として用い本件条例の規制の手法、内容及び効果が比例原則に反し、不合理であるとははいえないとしました。

そして、職業選択の自由が公共の福祉による制約を受け得ることは、前記のとおりであるところ、憲法12条、13条の「公共の福祉」が、権利自体の内在的制約ないし人権相互間の調整原理として理解されるのに対し、憲法22条、29条のそれは、社会国家的見地から、その理念を実現するための政

策的制約をも内容とすると考えられる。そうすると、本件で問題となっているホテル経営についても、公共の福祉の実現という観点から一定の制約を受けると解することは、憲法22条に何ら反するものとはいえない上、その制約の程度についても、必ずしも内在的制約ないし人権相互間の調整の範囲にとどまることが求められているわけではなく、社会国家的見地からする積極的、政策的なものであつても、その規制の程度が、その目的を達成するために合理的な関連性を有する範囲内である限り、許容されると解することができる。とりわけ、性的な営みを行う場所を提供することを目的とするラブホテル経営については、そのような利用客の出入り自体が周辺の生活環境、教育環境に悪影響を与え得るものと考えられる上、かかる場所における性犯罪等の発生の可能性も無視できないなど、公共の福祉の観点からする規制の必要性が高いことは否定できない。

では、右解説の部分に該当する箇所のうち、憲法上の権利に対する法的規制についての一般論を述べた部分を確認しておきましょう(引用文中、ゴチックの部分の本件高裁判決

これに対し、控訴人は、ラブホテル経営による種々の悪影響や性犯罪等の発生可能性があることについて根拠がないなどと主張する。しかしながら、これらは、風営法2条6項4号が、店舗型性風俗特殊営業としてモーターやラブホテル等を位置づけ、

同法による規制を行うようになった理由〔異性を同伴する利用者によって醸成される特殊な雰囲気、地域住民の静穏な日常生活環境に与える悪影響を無視できなくなり、青少年の健全育成に好ましくない影響を及ぼすに至ったことや、密室的構造のために性犯罪等の各種犯罪を誘発、助長させている実情を無視できないこと〕と概ね重なるものであるから、根拠がないとはいえず、控訴人の上記主張は採用できない。

したがって、これらに対する規制は、法的規制措置の必要性や規制の対象・手段・態様などからみて、それが合理的と解される範囲内である限り、憲法上の問題を生ずることはないというべきである。そして、これを本件についてみると、後掲（原判決）で判示するとおり、本件条例が憲法22条、29条に違反するとはいえない。

次に、「後掲（原判決）で判示」されている部分（合憲であると判断した部分）を確認しておきましょう。

この点について、原告は、条例によって風営法が定める構造基準よりも強度の規制を行うためには、それが必要最小限度の規制であることを要するところ、本件条例は

かかる比例原則に違反する旨主張する。

しかしながら、憲法22条1項に基づく職業選択の自由、営業の自由も公共の福祉に適合する必要があるところ、確かに、これに対する規制は、個人の営業活動等の自由が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができない場合に、その弊害の除去ないし緩和をするために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるというべきである。そして、前記（原判決）のとおり、本件条例は、快適で良好な生活環境の保持と青少年の健全な育成を図ることを目的とするものであり、その趣旨に、一定の警察目的が含まれることは否定できないものの、それにとどまらず、地域社会の人的、物的環境の保持という一種の社会政策的な目的をも含み、個人の経済活動を一定の範囲内で制限するものである。そうすると、本件条例の規制についても、民主的手続による地方議会の裁量的判断を尊重しつつ、条例による規制の必要性と相応の合理性が存在することが求められ、その手法、内容及び効果が比例原則に反し、不合理である場合には憲法22条1項に違反するといふべきである。そこで判断するに、証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、以下の事実が認められる。

ア 東郷町は、名古屋市の東方向やや南寄りに位置し、西側において同市緑区に、北側において日進市に、東側において愛知郡三好町に、南側において豊明市にそれぞれ接している。そして、町内の中央部付近を国道153号線が走るほか、県道名古屋岡崎線、同瀬戸大府東海線、同豊田東郷線などが走り、また、東名高速道路三好インターチェンジからも約10分程度の距離にあつて、名古屋市、豊田市などの都市部へのアクセスは良好である。

なお、人口は、漸増しつつあり、4万人に近づいている。

イ 東郷町は、全体的に起伏の多い緑の丘陵地帯から成り、その北東端には、長野県王滝村の牧尾ダムを水源とする愛知池が存在し、さらにここを源として南西方向に愛知用水が流れているほか、同町の南側境界に沿って、境川が流れており、流域は緑地公園として整備されている。このように、同町は、自然環境に恵まれ、愛知池にて第49回国民体育大会夏季大会漕艇競技が開催されたのを契機に、「水と緑とボートのまち」の標語をもって全国に発信しようとしている。

もともと、同町は、田畑や林の広がる

典型的な田園地帯であったが、昨今は、名古屋市中心とする勤労者らのベッドタウンとしての性格を強めており、市街化区域（町全体の28・6パーセント）のうち圧倒的多数が住宅関連地域に指定されており、商業関連、工業関連の地域として指定されたのは、わずかな面積にすぎない。

ウ 東郷町においては、①昭和45年ころ、②昭和46年ころ、③昭和57年ころに、それぞれワンルーム・ワンガレージ形式のモーターが建築され（①は平成3年ころ、②は平成10年ころに、ホテル形式に変更された）、実質的なラブホテルとして経営が行われてきたところ、平成5、6年ころ、さらに前記三好インターチェンジからの幹線道路である上伊保知立バイパス付近の諸輪地区において、ラブホテルの建設が始まり、生活環境等の悪化を憂慮する周辺住民らの反対運動にもかかわらず、営業が開始されたことから、それ以上の建築を抑止すべく、平成6年12月の町議会において、本件条例が成立した。

なお、同町議会における審議では、議員から、遅きに失したとの意見とともに、地域指定や定義された構造などに関連して、規制が実効性を有するかとの懸念が

表明されたが、町当局からは、風営法や旅館業法などに比べて構造等の基準を強化しており、実効性を有すると考えているとの答弁がなされている。

前記認定事実によれば、東郷町は、町内全域が田園的雰囲気を残し、宅地化された地域も、生活のための居住空間がほとんどであって、都会化された地域と比較して、性的な営みの場所を提供することを目的とするラブホテルの存在による生活環境、教育環境への悪影響は相当なものがあると推認できることに照らすと、東郷町が、その全域において、良好な生活環境、教育環境を維持すべく、ラブホテル経営に用いるのに適した建物の建築を抑制することを企図して、本件条例を定めたことには相応の合理性があるといわざるを得ない。

そして、本件条例は、前記のとおり、ラブホテル等の顧客ができる限り他の者との接触を避けて密室的構造の客室を利用したなどの希望を有することに着目し、そのような希望に沿わない、いわば通常のホテル等が有する構造でない限り、建築について同意しないという規制手法を採用することによって、間接的にラブホテル等の建築を抑制しようとするものであるが、もとより本件条例の定める構造基準を満たすホテル

等を、あえてラブホテル等として使用すること、すなわち性的な営みをする場所として提供すること自体を禁ずるものでなく、また、既存の建物をラブホテル等として利用することも禁ずるものではないことを考慮すると、その規制の手法、内容及び効果が比例原則に反し、不合理であるとまではいえない。

これに対し、控訴人は、風営法上のラブホテル等以外のホテルが建築規制対象に含まれることをもって比例原則に反するかのよう主張する。確かに、前記（原判決）のとおり、本件条例の構造要件を充足しないホテルについて、それがラブホテルとして営業するものでなくとも、町長はその建築に同意しないのが原則である（本件条例4条、6条）。しかしながら、本件条例4条は、ラブホテルに通常みられる特徴を備えた建物の建築を規制するため、上記のような特徴を有しないよう建築構造の要件を定めており、そのうち客室構成に関する要件（同条例4条1項8号、同条例施行規則2条2項）は、専ら飲食、湯治、代替宿泊その他これに類するものの用に供することを目的とするもので、その形態等が町民の快適で良好な生活環境の保持及び青少年の健全な育成を阻害するおそれがないと町長

が認めるものには適用されない（同条例4条1項8号但書、同条例施行規則2条3項）ことからすると、ラブホテル以外のホテルの建築を不相当に規制するものとはいえず比例原則に反するとまでは認められない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

これに対し、控訴人は、東郷町には以前から既にラブホテルが4軒存在して営業しているが、これによって周辺の生活環境等が悪化したとの主張はないなどと主張する。しかしながら、被控訴人が、既存のラブホテルによる具体的な生活環境への悪化等について主張していないとしても、前記（原判決）した（ママ）東郷町の地域性（町内全域が田園的雰囲気を残し、宅地化された地域も、生活のための居住空間がほとんどであること）や風営法がラブホテル等を規制対象とした立法理由等に照らすと、それ以上に上記主張（及び立証）をしていないことは、前記（原判決）推認（都會化された地域と比較して、性的な営みの場所を提供することを目的とするラブホテルの存在による生活環境ないし教育環境等への悪影響は相当なものがあること）の妨げにはならない。

さらに、控訴人は、また、既存ホテルが

存在するインターチェンジ周辺のラブホテル建築を規制すれば足り、東郷町全域においてこれを規制する必要はなく、規制が必要最小限でないなども主張する。しかしながら、東郷町の上記地域性等に照らすと、同町全域における規制は、目的達成の手段、態様として相応の合理性があり（かえって、インターチェンジ周辺のみでの規制ではその目的を十分に達成できない可能性が高いといえる）、比例原則に反するとはいえない。

（5）本件条例と旅館業法との抵触関係

本件高裁判決は、本件条例と旅館業法は規制対象において実質的に重なるものの、規制目的が異なる例であると認定し、準則Bで判断しました。

このように、規制対象が重なる場合であっても、条例と法令とで目的が異なるケースでは、原則、抵触関係は生じません（B-①）。しかし、条例の適用によって法令の規定の意図する目的と効果を阻害する場合には、これについて規律を設ける条例の規定は、国の法令に違反するとされます（B-②）。

地裁判決では、B-②の点については、特に言及はありませんでした。これに対し、本件高裁判決では、この点について判断を加え、本件条例の適用によって旅館業法の目的に抵

触せず、規制手法が異なる等の理由からその効果を妨げるものでないとなりました。

まず、本件条例及び旅館業法の目的は重ならないと判断した部分を確認しましょう。

旅館業法1条は、「この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」旨定め、その規制手法として、旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（又はこれに代わる市長、区長）の許可を受けなければならないとする（3条）ほか、安全及び衛生の水準の維持・向上、サービスの向上などについての営業者の責務（3条の4）、宿泊者の衛生に必要な措置を講ずる義務（4条）、宿泊をさせる義務（5条）、宿泊者名簿を備え、官吏等の求めがあったときに提出する義務（6条）を定め、さらに都道府県知事に対し、報告要求・立入検査権（7条）、構造設備に関する必要な措置をとるべき旨の命令権（7条の2）、営業者が違反行為を行った場合に、営業許可を取り消し又は停止を命ずる権利（8条）を与え、

さらに一定の行為に対して罰則を加えることにしている（10条以下）。

ところで、平成8年法律第91号による改正前の旅館業法は、その目的に、善良な風俗が害されることがないように必要な規制を加えることを挙げていたため、風営法や本件条例と共通する部分が存在したことは否定できないが、前記改正によって、その目的は、利用者の需要に対応したサービスの提供を促進することによって公衆衛生や国民生活の向上を図るものとされ、善良な風俗の確保という観点が後退したことから、前記の共通する部分は解消されたと解するのが相当である。現に、その規制内容は、宿泊者の安全及び衛生の確保を目的とするものが中心を占め、善良、静穏な風俗環境の確保を目的とするものはほとんど存在しない（わずかに8条各号がこれに関する規定を置いているにすぎない）。

そうすると、本件条例は、旅館業法とは別の目的に基づく規制を意図するものといえるから、その適用によって法の意図する目的と効果を何ら阻害することがない限り、同法と矛盾抵触はなく、その違反にはならないといふべきである（最高裁判昭和50年9月10日大法廷判決・民集29巻8号489頁）。

次に、本件高裁判決は、本件条例の適用が旅館業法の目的や効果を妨げるものではないと判断しています。その理由として、①旅館業法が営業規制であるのに対し、本件条例は事前の建築規制であって類似面はあるが規制手法が一応異なっている、②旅館業法も学校等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められる場合には、不許可とできるなど本件条例との規制の目的が対立するものではない、③ラブホテル以外のホテル等の営業規制となりうる可能性のある要件（本件条例4条8号本文）については、その例外を定めている（8号ただし書）としています。

当該部分を確認しましょう。

そこで、本件条例の適用が、旅館業法の意図する目的と効果を阻害するか否かについて判断する。旅館業法は、旅館業の健全な発達と利用者の需要の多様化等に対応したサービス提供の促進による公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するとの目的から、旅館業を経営しようとする者に対し、都道府県知事の許可による営業規制という規制方法を採用しているのに対し、本件条例は、前記（原判決）のとおり、快適で良好な生活環境の保持と青少年の健全な育成を図る

との目的から、旅館業法2条2項に規定するホテル営業又は同条3項に規定する旅館営業の用に供することを目的とする施設について、その構造要件を充足しないものは町長が同意しないことによる建築規制という規制方法を採用し、これにより間接的に営業規制が図られることや、上記建築規制が町長の同意を要求していることが都道府県知事の許可と類似する面があることなどを総合すると、類似している面はあるものの、一応、規制手法としては異なっている。

また、本件条例は、所定の構造要件に抵触するホテル等（ラブホテル等）の特徴を有するホテルのみを規制の対象とするところ、旅館業法も、上記許可申請にかかる施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるときや、学校等の周囲おおむね100mに上記申請にかかる施設を建てようとする場合で、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときに許可を与えないことができる（同法3条2項、3項）とされていること、さらに、前記のとおり、本件条例は、上記構造要件のうち客室構成に関する要件（同条例4条1項8号、同条例施行規則2条2項）について、一定のもの（要するにラブホテル等として使用されないも

(の)で、町長が認めたものにつき、これを除外する規定をも置いていること(同条例4条1項8号但書、同条例施行規則2条3項)などに加え、本件条例と旅館業法の前記目的の差異をも踏まえると、本件条例が旅館業法の目的や効果を阻害するまでとはいえず、控訴人が指摘する旅館業における衛生管理要領(昭和59年8月28日衛指第24号厚生省生活衛生局長通知、ホテル営業について、1洋室の床面積は9㎡以上で13㎡以上が望ましいと規定する。)も、前記判断を左右しないといふべきである。

そうすると、本件条例は、その適用によって旅館業法の意図する目的と効果を何ら阻害するものではないから、同法と矛盾抵触しないといふべきであり、控訴人の前記主張は採用できない。

準則B

特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者と別の目的に基づく規律を意図するものである場合には、抵触関係は生じない(B-①)。
ただし、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果を阻害する場合には、これについて規律を設ける条例の規定は、国の法令に違反する(B-②)。

図9-1：新旧旅館業法の目的の相違

旧旅館業法	新旅館業法
第1条 この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行うとともに、あわせて旅館業によつて善良の風俗が害されることがないようにこれに必要な規制を加え、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。	第1条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

ところで、本件条例と新旅館業法(平成8年法律第91号による改正後の旅館業法をいう。以下同じ。)の目的について、本件高裁判決は、重ならないとの解釈をとっています。旧旅館業法(平成8年法律第91号による改正前の旅館業法をいう。以下同じ。)の目的が、衛生的見地からの警察的取締の性格が強いのに対し、新旅館業法は、利用者の高度で多様化した需要に対応するサービスの提供の確保を主要な目的とするものですから、目的規定を文理に解釈する限りにおいて、両者の目的

は異なっているように見えます(図9-1参照)。しかし、新旅館業法は、旅館業の経営の不可事由として、学校などの「施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるとき」(3条3項)を定めています。また、旅館業の経営許可の際には、「善良な風俗の保持上必要な条件」を付すことができるとされています(3条6項)。したがって、新旅館業法においても旧旅館業法における「善良な風俗の保持」といった目的は新旅館業法に全く引き継がれていないとはいえません。また、新旅館業法施行後においては、所管は以前と変わりなく保健所が担当しており、さらに、許可の実務においても、3条4項に基づく関係機関への照会も従前どおりの内容で行っています。これらのことからすると、本件条例と新旅館業法との目的に重なる部分があるのではないかと思われれます。

(6) 本件高裁判決の評価

地方分権一括法施行後、地方自治法が改正され、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ」(2条11項)、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適

切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない^(12項)、「法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるように特に配慮しなければならない」^(13項)といった立法原則、解釈原則を定めた条項が明定されました。

本件事件でも、これらの条項が徳島市公安条例事件最高裁判決が示した準則の解釈に何らかの影響を与えるのではないかと思われるが、そのような判断は特に見受けませんでした。今後も最高裁の判断の枠組みの大きな変更はないと思われますが、⁽⁶⁾抵触が問題とされる法令の解釈においては、右の立法原則、解釈原則が影響を及ぼすことはないといえません。

なお、東郷町は、平成16年3月、本件地裁係属中に、本件条例の規制内容を強化した東郷町ラブホテル等建築規制条例⁽⁷⁾（平成16年東郷町条例16号）を制定、施行しました。このため、本件条例は、新条例附則で廃止されて

います。

平成20年第3回東郷町定例会（9月9日）における経済建設部長答弁によると、本件条例に基づく中止命令にしたがわなかった件につき、名古屋地方検察庁から新条例の附則の不備によりホテル業者を起訴できない旨の通知があったとされています。⁽⁸⁾

ところで、犯罪（本件では中止命令違反）後に刑が廃止された場合（正確には、実効行為終了後から確定判決前まで）には、もはや処罰することができません。起訴されていた場合には、免訴の判決が言い渡されることとなります（刑法337条2号）。このような場合、刑事政策上の観点から、改廃前の犯罪行為を改廃前と同様に処罰するため、新条例に刑罰に係る経過規定を置くのが法制執務上の原則です。⁽⁹⁾

新条例附則に罰則に関する経過措置の規定を置かなかつたことが不起訴になった理由の1つであると思われます。このような状況下で、現在でもXの営業は続いています。

次回は、風営法によるラブホテル規制の歴史、そして、風営法で規制対象となるラブホテルの範囲（最近大きな改正がありました）等について解説します。

（1）須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法

律文化社、2010）223頁〔初出2000〕

は、比例原則について、我が国の行政法学上、①行政上の法の一般原則として理解する立場、②憲法13条に根拠を有する行政条理論として理解する立場、③「人権の最大限の尊重原理」として憲法13条に実定化された憲法原理として理解する立場があると分類している。

（2）須藤・前掲注（1）219頁〔初出2000〕
（3）高木光「もうひとつの行政法入門―理論編」（3）裸の王様―憲法との関係、比例原則―法教234号（2000）81頁

（4）塩野宏『行政法I（第5版補訂版）』（有斐閣、2013）84頁
（5）川上宏二郎「行政法における比例原則」成田頼明編『行政法の争点（新版）』（有斐閣、1990）19頁、須藤・前掲注（1）書〔初出2009〕258-259頁

（6）地方分権改革後の最高裁判例の動向について分析するものに宇賀克也「条例の適法性の審査」法教369号（2011）50-57頁がある。

（7）新条例では、ラブホテルの範囲を拡大し（新条例2条2号）、当該ラブホテルについては、同意しないものとし（4条1号）、また、ラブホテル以外のホテルについても学校や病院などの施設の敷地から300メートル以内の区域の内では同意をしないこととし（4条2

号）、さらに、この立地条件に該当しないラブ

ホテル以外のホテルであっても当該ホテル敷地の隣接土地権利者全員と敷地周囲300メートル以内の住民の3分の2以上の書面の承諾がなければ同意しないとするなど極めて厳しい規制内容となっている(4条2項)。このような規制手法では、旅館業法に基づき営業される一般のホテル・旅館の立地に対する規制として大きな影響を及ぼしかねないものであり、新旅館業法の目的・効果を阻害する可能性を有するものといえる。なお、同意を得ずに建築した場合には、中止命令に加えて、「撤去命令」も発することができる旨を明記し(9条)、また、罰則も6月以下の懲役、50万円以下とするなど罰金の部分(旧条例は10万円以下)が強化されている。

(8) 東郷町議会議事録検索システムによる。

[http://asp.db-search.com/togo-t/dsweb.cgi/
documentframe11.guest0311903911111.1.11661663081.1.116616630813.12.1168320294.2187111?Template=DocOneFrame](http://asp.db-search.com/togo-t/dsweb.cgi/documentframe11.guest0311903911111.1.11661663081.1.116616630813.12.1168320294.2187111?Template=DocOneFrame)

(9) 法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務』(ぎょうせい2007) 326-327頁、332-336頁参照

●第31号(2012年11月発売) 定価1,200円(税込)

・特集 義務付け・梓付けの見直しと条例制定

義務付け・梓付けの見直しに関する条例制定の動向
〔先進自治体における条例制定事例〕
香川県道路の構造の技術的基準に関する条例
福井県営住宅条例の改正について
札幌市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について
東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の制定について
福岡県知事の指定する鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

・トピックス

急増する空き家対策条例
公共政策大学院の現状と課題



商品に関するご照会・お申込は、

株式会社 ぎょうせい

フリーコール(通話料無料)
受付時間: 月~金 9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <http://gyosei.jp>